

江府町告示第25号

令和4年5月6日

江府町長 白石 祐治

第3回江府町議会5月臨時会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 令和4年5月18日

2、場 所 江府町役場議場

3、付議事件

1 専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）

2 江府町職員の給与に関する条例の一部改正について

3 江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

4 令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）

5 江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提出について

○開会日に応招した議員

加藤 周二

芦立 喜男

森田 哲也

川端 登志一

阿部 朝親

三輪 英男

長岡 邦一

川端 雄勇

三好 晋也

○応招しなかった議員

なし

第3回江府町議会5月臨時会会議録（第1日）

令和4年5月18日（水曜日）

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第42号 専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第43号 江府町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第44号 江府町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第45号 令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第7 発議第3号 江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番 加藤周二	2番 芦立喜男	3番 森田哲也
4番 川端登志一	5番 阿部朝親	6番 三輪英男
7番 長岡邦一	8番 川端雄勇	9番 三好晋也

欠席議員（なし）

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松井英樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	白石祐治	副町長	八幡徳弘
教育長	富田敦司	総務総括課長	生田志保
住民生活課長	松原順二	産業建設課長	末次義晃
教育課長	加藤邦樹	会計管理者	藤原靖
学事担当課長	谷田孝之		

午前10時00分開会

○議長（三好 晋也君） ただいまの出席議員数は9名です。

地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、令和4年第3回江府町議会5月臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三好 晋也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、5番 阿部朝親議員、6番 三輪英男議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三好 晋也君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日と決定いたしました。

日程第3 議案第42号

○議長（三好 晋也君） 日程第3、議案第42号、専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） ただ今、ご上程いただきました議案について説明をさせていただきます。

議案第42号でございますが、これは緊急を要し、議会を招集する時間的余裕が無いため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたものでございます。同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を得たく提案するものでございます。内容につきましては、江府町税条例の一部を改正する条例でございます。詳細につきましては、担当のほうから説明をさせていただきますので、お聞き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 松原課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼いたします。そうしますと、議案書のほうで説明させていただければと思います。この度の条例改正につきましては、令和4年度の税制改正で地方税法等の一部を改正する法律が本年3月末に改正されました。この法律改正に伴いまして、町税条例を反映させる必要が生じたため、専決処分により改正したものであります。この度の税制改正、特に市町村税に影響のある部分につきましては、現下の経済状況等を踏まえて税制改正が行われました。主なものとしましては、景気回復に万全を期すために土地に係る固定資産税等負担調整措置に係る軽減措置、これを延長したこと。それから個人住民税による住宅借入金等特別税額控除の延長等などが盛り込まれております。そのほか、納税環境整備として地方税務手続きのデジタル化でありましたり、税負担軽減措置なども合わせて盛り込まれております。こういった改正点がありましたが、原則、令和4年4月1日現在での施行となりましたので、それに併せまして、改正に伴いまして、規定の整理について税条例を併せて改正させていただいたものであります。主なものについて説明させていただければと思います。議案書のまず1ページ目ですけれども、改正後が左側でございます。第33条関係につきましては、総合課税及び分離課税を確定申告書の記載によってのみ適用するというような条文に変わっております。続きまして、飛びまして4ページ目をご覧ください。34条の9関係でございます。こちらにつきましても、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載によって行うというものに改正されております。おはぐりいただきまして、5ページ目をご覧ください。36条の2関係でございます。こちらにつきましては、公的年金等受給者の住民税申告義務に関する規定の整備が盛り込まれております。続きまして、7ページ目をご覧ください。36条の3の2関係でございます。こちらにつきましては、給与所得の扶養親族申告書について記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の指名を追加という文言が加わっております。続きまして、8ページ目の36条の3の3関係についてでございます。こちらにつきましても、公的年

金等受給者の扶養親族の申告書につきまして、一定の配偶者及び16歳超の扶養親族を有するものについての提出義務が追加されたものでございます。続きまして、10ページ目をご覧ください。10ページ目、第73条の2関係につきましては、これは地方税法の改正に伴いまして法律の但し書き規定を追加したものでございまして、規定の整備によるものでございます。続きまして、10ページから11ページにかけては、こちらのほうの附則第7条の3の2関係がこの度の税制改正の主なものでございまして、住宅借入金特別税額控除の延長の見直しでございまして、住宅ローン控除の適用期限を4年間延長しまして、令和7年12月末までに入居した方が対象と延長されております。続きまして、附則第10条の2これも11ページから12ページになりますが、これも地方税法附則第15条改正の項ずれに伴う規定の整備でございます。それから、12ページから13ページにかけては、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正規定の整備でございます。続きまして、14ページをご覧ください。こちらにつきましても、江府町ではあまり該当がありませんが、今回の税制改正の主なものでございまして、宅地等の固定資産税に係る負担調整措置の継続に伴う規定の整理でございまして、令和4年度における商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とする措置がありますが、令和4年度に限り現行5%なんですけれども、上昇幅を2.5%に据え置くというものでございます。あんまり江府町とは縁がありませんけれどもそういう規定が盛り込まれております。続きまして、15ページ目をご覧ください。附則第16条の3関係でございます。こちらにつきましては、住民税の申告分離課税につきまして、所得税での適用がある場合に限り適用するというものが盛り込まれております。附則第20条関係、16ページから23ページにつきましては、申告方式の選択に関する規定の整備が行われておりまして、法律に合わせまして税条例も併せて改正したものでございます。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） これより議案に対する質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第42号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

日程第4 議案第43号 から 日程第5 議案第44号

○議長（三好 晋也君） 日程第4、議案第43号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第5、議案第44号、江府町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての2議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第43号でございます。江府町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、令和3年8月の人事院勧告に基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正が施行されたことに伴い、江府町職員の給与に関する条例について所要の改正をいたすものでございます。

続きまして、議案第44号でございます。江府町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正が施行されたことに伴い、江府町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例について所要の改正をいたすものでございます。議案第43号、第44号の2議案につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当より説明させますので、お聞き取りの上ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務総括課長（生田 志保君） 失礼します。議案第43号、第44号についてご説明をいたします。議案綴りをご覧いただきたいと思っております。まず、議案第43号、職員の給与に関する条例の一部改正です。これは、令和3年8月に行われました人事院勧告に基づき国家公務員の改正給与法が先般5月に成立いたしましたことに伴いまして、職員の期末手当の支給月数0.15か月分を引き下げるというものであります。次のページの新旧対照表をご覧ください。まず、第19条第2項は一般職の規定です。右側改正前100分の127.5を左側改正後100分の120に。それから第3項は再任用職員の規定です。右側改正前100分の72.5を左側改正後100分の67.5にそれぞれ引き下げます。附則といたしまして、施行期日は令和4年6月1日、6月の賞与の基準日になりますけれども、そして、令和4年6月の期末手当に対する特例措置と

いたしまして、この6月の支給額から昨年12月に支給されましたこの減率に対する所定の額を引き去る、つまり返すということを規定するものでございます。

次に、議案第44号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正です。国家公務員の給与法改正に伴って、国の特別職についても同様に改正がなされました。期末手当の支給月数引き下げとなったことから、本町の特別職、町長、副町長、教育長ですけれども、これについても同様に改正いたすものです。次のページの新旧対照表をご覧ください。第4条です、右側改正前100分の167.5を左側改正後100分の162.5にそれぞれ引き下げをいたします。附則については、理由は、議案第43号と同様ですので省略をいたします。第43号、第44号の説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 質疑、討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

まず、議案第43号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第43号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第44号、江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてに対する質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第44号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6 議案第45号

○議長（三好 晋也君） 日程第6、議案第45号、令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第45号でございます。令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）でございます。本案は、令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ2,041万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億4,041万1,000円といたすものでございます。地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当より説明させていただきますので、お聞き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務総括課長（生田 志保君） すみません、資料が多いので座って説明してもいいでしょうか。

○議長（三好 晋也君） はい、どうぞ。

○総務総括課長（生田 志保君） 失礼します。議案第45号についてご説明いたします。資料は議案綴りと別に配付しております江府町議会本会議資料をご覧になっていただきたいと思います。

まず、本会議資料1ページをご覧ください。今回、歳入歳出それぞれ2,041万1,000円を追加する、一般会計補正予算の概要をまとめております。まず、歳入です。国庫支出金の内、総務費、国庫補助金のマイナポイント事業補助金250万4,000円ですが、これは歳出で後程詳細説明いたしますけれども、マイナンバーカード取得促進に係るものでございます。次の民生費、国庫補助金、子育て世帯への臨時特別給付事業費補助金。これは事務費と合わせて200万8,000円でございます。ひとり親世帯並びに非課税の子育て世帯に対しまして、子どもさん一人当たり5万円を給付する国の事業に係るものでございます。次に衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金。こちらにつきましては、先ごろ決定しました4回目のワクチン接種に向けた体制整備に係るものです。次の繰入金、ふるさと応援基金寄付

金18万6,000円は七色ガンの整備に係るクラウドファンディング分でございます。次の繰越金です。昨年度決算の整理を進めるなかで、ある程度の繰越金の発生を見込みましたので、この度の補正額の内、一般財源として必要な額にこれを充当することにしております。最後の町債です。後程、歳出で説明いたしますけれども、商工整備事業債と住宅施設整備事業債を移住促進住宅の整備に、それから図書館整備事業債を防災センター1階の改修工事に充当するものです。続いて歳出です。下の段をご覧ください。こちらは全てじゃなくて主なものについてのみ上げてあります。まず、総務費のDX推進事業費35万円です。現在、DX推進に係る外部人材の招聘を調整中ですが、事前に町内、各部署の現状を把握していただいて方向性を共有、それから整理することでスムーズに業務をスタートできるというふうに考えましたので、各部署の現状、課題をヒアリング、整理して今後の自治体DX化に活用する、その業務を委託しようとするものです。次の戸籍住民基本台帳費、マイナポイント利用環境整備事業250万4,000円です。これは、今、盛んに言われておりますけれども、マイナンバーカードの取得率、実はこれが江府町は今年の4月1日現在で25.8%、県下で最下位です。ぜひ、普及促進を図ってまいりたいということで、先般、議会でもお話がありました集落への出張説明、それから、カードの取得からマイナポイントの申請まで支援できる体制を整備したいと考えております。今回の補正で会計年度任用職員1名の雇用、それから、出張申請に使うシステムのための経費をお願いするものです。国費が当たります。3つ目の地方創生推進事業費、移住促進住宅等整備事業536万5,000円です。これは、佐川地区に計画している移住促進住宅等の整備に係る経費で内訳といたしまして4件あります。まず、町が新規に取得する土地の測量業務、それからこの土地にあります立木等の移設設置、それからこの土地の名義変更等、不動産登記の委託、あと現存する建物、旧パチンコ店ですけれども、それなどの解体工事の設計管理業務、この4件の委託料となります。金額の詳細につきましては、議案書の7ページ中程をご覧くださいと思います。続いて、民生費、母子父子福祉費、新型コロナウイルス臨時特別給付金事業費200万8,000円です。これは先程、歳入でお話をいたしました、ひとり親と非課税の子育て世帯に対しての給付金です。給付はひとり5万円で、合計いたしまして24世帯40人が対象となっております。その下の児童館運営費、児童館耐震診断委託料35万2,000円と下段の教育費の集会所費、集会所耐震診断業務委託料242万円。これにつきましては、昨年度末に策定いたしました、公共施設個別管理計画に基づきまして、本町5丁目にあります二つの施設、これを人権センターとして位置づけようということから、まず、耐震診断を行おうとするものでございます。上に戻りまして、衛生費です。予防費の新型コロナウイルスワクチン予防接種管理システム改修委託料113万3,000

円。これは、歳入で申し上げましたワクチン接種4回目に向けて、まず、システム改修を行うというものです。最後の教育費です。文化財保護費、伐採処理木撤去費18万6,000円。これは、武庫の七色ガシの保存処理事業を行っているところですが、伐採木の処理を早急に行わなければいけないという必要が生じたので、運搬費を借り上げる経費でございます。歳入で申しましたように、クラウドファンディング分を充当いたします。その下の図書館費の中の防災情報センター1階受付配置換え工事費481万5,000円です。こちらにつきましては、資料の最後に図面を付けておりますので、ご覧いただけたらと思います。理由といたしましては、情報セキュリティの強化、利便性の向上です。まず、今あります図書カウンターをやめまして事務室の前にカウンターを新設して、個人情報も管理している図書システム、これが今、ちょっとむき出しな感じになっているんですけれども、これを事務室内に収める。まずこれが1点です。それから、館内のレイアウトを変更して安全で利用者の動線を意識した使いやすい図書館を実現したいというものです。図書館運営費につきましては、このほかにも図書の購入費の増額補正などを行っております。今年度から図書館に大変造詣の深い専任の館長を配置いたしましたことにより、システムのみでなく町民の生涯学習の拠点としてのソフト面の機能強化を図ってまいりたいというふうに考えているところです。最後に、地方債の補正についてですが、議案綴りの3ページをご覧ください。過疎対策事業債につきましては、限度額2億1,410万円を2億2,330万円に増額するものです。議案第45号、一般会計補正予算(第1号)の説明は以上です。

○議長(三好 晋也君) これより議案に対する質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長(三好 晋也君) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第45号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7 発議第3号

○議長（三好 晋也君） 続いて、日程第7、発議第3号、江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提出についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

6番、三輪英男君。

○議員（6番 三輪 英男君）

.....
発議第3号

令和4年5月18日

江府町議会議長 三好 晋也 様

提出者 江府町議会議員 三輪 英男

賛成者 江府町議会議員 川端 雄勇

賛成者 江府町議会議員 川端登志一

賛成者 江府町議会議員 阿部 朝親

江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び江府町議会会議規則第14条の規定により提出します。

（提出の理由）

2021年度の人事院勧告に基づき改定する一般職員の給与改正に併せ、議員の期末手当の支給月数の引き下げを行うものである。

.....
おはぐりくださいませ。

江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条、江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年江府町条例第14号）の一部を次のように改正する。改正前、期末手当、第5条、議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の120に相当する額に100分の167.5を乗じて得た額とする。これを、改正後、期末手当、第5条、議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の120に相当する額に100分の162.5を乗じて得た額とする。附則、施行期日等、1、この条例は、令和4年6月1日から施行する。令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置。2、令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の江府町議会の議員の

議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。以上です。

○議長（三好 晋也君） 発議第3号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第3号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（三好 晋也君） 以上をもって、今期臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、令和4年第3回江府町議会5月臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。

これをもちまして、令和4年第3回江府町議会5月臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時29分閉会
